

総社市告示第14号

総社市地域集会所建設費補助金交付要綱（平成17年総社市告示第68号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前				
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				
区分	補助金額		補助金限度額	区分	補助金額		補助金限度額	
	補助対象経費	補助率			補助対象経費	補助率	自治組織の世帯数が200世帯以上	自治組織の世帯数が200世帯未満
新築	基準工事費又は工事实費のうち、いずれか低い額	<u>3分の1以内</u>	250万円	新築	基準工事費又は工事实費のうち、いずれか低い額	以内 <u>3分の1</u>	250万円	200万円
建物の取得	現在価格、基準工事費又は建物取得実費のうち、いずれか低い額	<u>3分の1以内</u>	250万円	建物の取得	現在価格、基準工事費又は建物取得実費のうち、いずれか低い額	3分の1	250	200
増築又は修繕	工事实費（100万円以上の場合に限る。）	<u>5分の1以内</u>	120万円	増築又は修繕	工事实費（100万円以上の場合に限る。）	5分の1	120	120
バリアフリー工事	工事实費	<u>2分の1以内</u>	50万円	バリアフリー工事	工事实費	2分の1	50	50
土地の取得	土地の取得実費	<u>3分の1以内</u>	250万円	土地の取得	土地の取得実費	3分の1	250	200
冷暖房設備の	設置実費	<u>5分の2以内</u>	50万円	冷暖房設備の	設置実費	5分の2	50	50

改正後				改正前			
設置				設置			
備考				備考			
1 2つ以上の区分を適用する場合の補助金額は、それぞれの区分で算定した額の合計額とする。ただし、その補助金限度額は、次の各号に掲げるとおりとする。				1 2つ以上の区分を適用する場合の補助金額は、それぞれの区分で算定した額の合計額とする。ただし、その補助金限度額は、次の各号に掲げるとおりとする。			
(1) 冷暖房設備の設置を伴う場合 <u>300万円</u>				(1) 冷暖房設備の設置を伴う場合 <u>自治組織の世帯数が200世帯以上の場合は300万円、200世帯未満の場合は250万円</u>			
(2) 冷暖房設備の設置を伴わない場合 <u>250万円</u>				(2) 冷暖房設備の設置を伴わない場合 <u>自治組織の世帯数が200世帯以上の場合は250万円、200世帯未満の場合は200万円</u>			
2～5 略				2～5 略			

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。